

災害時要援護者避難支援プラン



平成19年12月

糸魚川市

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 避難支援プラン策定の趣旨 | 1 |
| 2. 避難支援プランの位置づけ | 1 |
| 3. 避難支援プランの基本的な考え方 | 1 |
| 4. 災害時要援護者とは | 1 |
| 5. 避難誘導・安否確認体制 | 3 |
| 6. 防災情報の発令及び伝達体制の整備 | 6 |
| 7. 避難所における支援 | 8 |
| 8. 区分別支援方法 | 9 |
| 9. 災害時要援護者登録 | 13 |
| 10. 個別支援計画の作成 | 14 |
| 11. 災害時における個人情報の取り扱い | 15 |

添付資料

様式第1号 糸魚川市災害時要援護者登録申請書（兼個別支援計画書）

1. 避難支援プラン策定の趣旨

近年、相次ぐ水害や震災の経験から、高齢者や障害者など災害発生時に独力で避難することが困難な人たちへの支援対策が重要課題となっている。また、平成17年3月には国の対策指針として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が発表された。

こうした動きを受けて、当市の災害時要援護者の対象者を明確にし、必要な情報の把握および活用方法を定め、支援に係る自助・共助・公助の役割分担や関係機関の支援体制等を整備するために「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を策定する。

2. 避難支援プランの位置づけ

本プランは、糸魚川市地域防災計画中の「災害時要援護者の安全を確保する体制づくり」等の具体化を図るための計画である。

糸魚川市地域防災計画(抜粋)

第9節 災害時要援護者の安全確保

1 計画の方針

障害者、高齢者、年少者、傷病者、外国人等は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、近隣住民をはじめとした地域社会では、このような弱い立場の人を支援する体制づくりが必要である。

市は、災害時における要援護者の避難支援プランを策定し、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と協力して災害時要援護者の安全を確保する体制づくりを推進する。

3. 避難支援プランの構成

本プランは、全体計画及び個別支援計画で構成する。

全体計画は、災害時要援護者支援に係る自助、共助、公助の役割分担及び要援護者登録等について定めると共に、個別支援計画作成の指針として要援護者区分ごとに支援方法等を表示する。

個別支援計画は、要援護者一人ひとりの避難支援方法について個別に定める。

個別支援計画は、市から提供される名簿を元に自治会・自主防災組織で作成し、災害時での要援護者避難支援に備えるものとする。

4. 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害時に地域での支援が必要な者を言い、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障害者をはじめ乳幼児や外国人等も含まれる。

災害時要援護者は、適切な防災行動をとることが困難であり、その特性は個人差も大きく程度も千差万別であるが、当市における区分ごとの人数と主な特徴は次のとおりである。

災害時要援護者の状況

人数：H19.4.1現在の糸魚川市内の人数

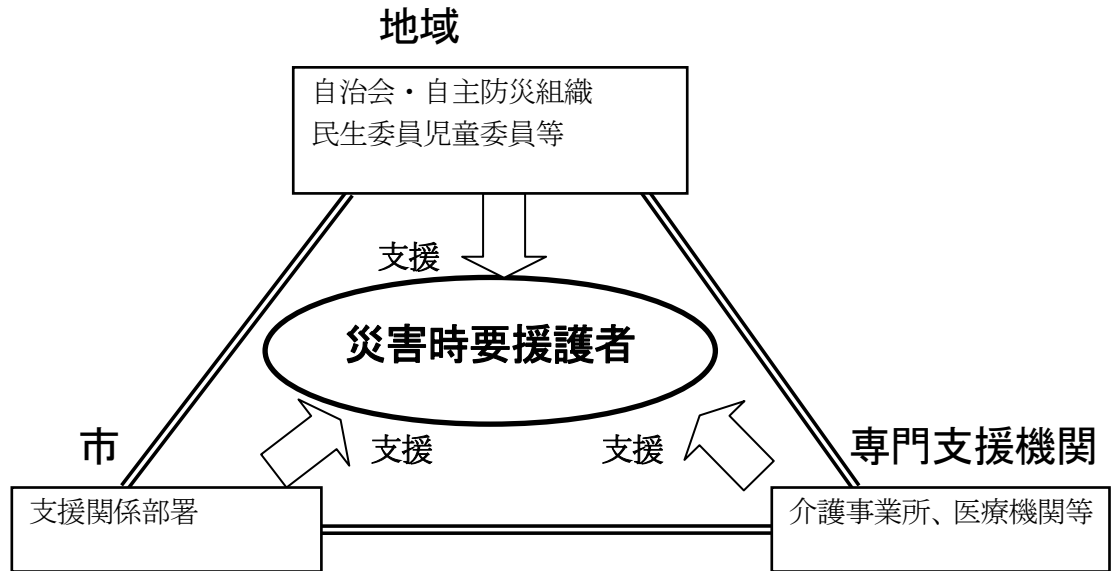
| 区分 | 人数 | 主な特徴 |
|--------|--------|------------------------------------|
| 高齢者 | 15,684 | 体力の衰え、行動機能の低下はあるが、自力で行動できる場合が多い。 |
| 一人暮らし | 1,857 | |
| 寝たきりの者 | 1,063 | 自力での行動ができない。自分の状況を伝えることが困難。 |
| 認知症の者 | 1,669 | 自分で危険を判断し行動することや自分の状況を伝えることが困難。 |
| 身体障害者 | 1,133 | |
| 視覚障害者 | 121 | 視覚による状況把握が困難のため、単独ではすばやい行動ができない。 |
| 聴覚障害者 | 85 | 音声による避難誘導の指示が認識できないので危険の察知が困難。 |
| 言語障害者 | 5 | 自分の状況等を言葉で知らせることができない。 |
| 肢体不自由者 | 374 | 自力歩行や素早い避難行動が困難。 |
| 内部障害者 | 548 | 医療機器や医薬品が必要。 |
| 知的障害者 | 141 | 危険を判断し行動することが困難。精神的な動揺が見られる場合がある。 |
| 精神障害者 | 37 | 精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは危険を判断し行動できる。 |
| 難病患者 | 44 | 自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。医療機器や医薬品が必要。 |
| 妊産婦 | 150 | 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。(産前産後2ヵ月) |
| 乳幼児・児童 | 4,645 | 危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。 |
| 外国人 | 312 | 日本語での情報が十分理解できない場合がある。 |

- ① 糸魚川市の人口 50,236人(糸魚川市住民基本台帳人口49,924人+外国人312人)
- ② 一人暮らし、寝たきりの者、認知症の者の人数は高齢者の内数であり、施設入所者は除く。
- ③ 寝たきりの者とは、介護保険の障害高齢者の日常生活自立度がランクBまたはCの者とする。
- ④ 認知症の者とは、介護保険の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の者とする
- ⑤ 視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者、肢体不自由者、内部障害者の人数は1種に該当する身体障害者の内数で、施設入所者を含む数値であるが、本プランでは在宅居住者のみを対象とする。
- ⑥ 知的障害者は療育手帳Aに該当する者、精神障害者は1級に該当する者で、人数は施設入所者を含む数値であるが、本プランでは在宅居住者のみを対象とする。
- ⑦ 妊産婦の人口は流動的であるが、産前・産後それぞれ2ヵ月の合計概数を計上。
- ⑧ 外国人の内訳 中国(122人)、フィリピン(100人)、韓国・朝鮮(50人)、ブラジル(13人)、その他(27人)
- ⑨ 区分間の人数に重複がある。

5. 避難誘導・安否確認体制

災害時要援護者を安全に避難誘導するためには最も身近な地域住民の協力が不可欠であり、自治会・自主防災組織における地域住民の避難行動には、災害時要援護者の避難支援を視野に入れた安否確認・避難誘導體制づくりが必要である。

避難支援にあたっては、市、地域（自治会・自主防災組織等）、専門支援機関の3者が連携することで安否確認及び避難誘導がスムーズに行われることから、それぞれ次のような役割分担のもとに避難支援体制を整えることとする。



(1) 市の役割

【平常時】

- ① 災害時要援護者登録申請の受付・整理・管理を行うと共に、同意を得た者の情報を自治会・自主防災組織及び民生委員児童委員に提供する。
- ② 救護班の編成に備え、医師会・医療機関との連絡調整、協力要請を行う。
- ③ 外国人のニーズ把握、防災意識の啓発、関係機関のネットワークを構築する。
- ④ 地域での自主防災組織の設立支援、活動支援を行う。

【災害発生時】

- ① 避難準備情報・避難勧告・避難指示等の避難情報を発令する。
- ② 避難情報発令と共に避難所を開設し、被災者名簿等を作成する。避難状況によっては、福祉避難所の設置を検討する。
- ③ 地域の協力を得て災害時要援護者の状況把握を行うと共に、対応指示にあたるものとする。他の避難者と共に避難所で生活することが困難な災害時要援護者に対しては、必要に応じ医療機関や福祉施設の利用支援を行う。
- ④ 避難所に相談窓口を設置する。

(2) 地域(自治会・自主防災組織等)の役割

【平常時】

- ① 災害時要援護者に対する安否確認や避難支援には、近隣住民の協力が不可欠であることから、地域内で「避難支援者」を選任し、災害時において避難支援を行うこととする。このため自治会・自主防災組織では市から提供を受けた災害時要援護者名簿への登録者に対する支援方法を「個別支援計画」として定め、災害時に備える。個別支援計画の作成にあたっては、「8. 個別支援計画の作成」による。
- ② あらかじめ地域の地形、地域内の危険物の所在、建物の耐震化の状況等を考慮し、避難路及び避難場所（一時集合場所等）を決めておくとともに住民への周知に努める。
- ③ 災害時での避難誘導方法等を具体的に決めておくとともに、防災訓練の実施に努める。

【災害発生時】

- ① 避難支援者は、個別支援計画に基づき災害時要援護者の安否確認を行うと共に、必要に応じ安全な方法で避難誘導を行い、避難終了後は避難状況を地域代表者へ報告する。
避難の必要がないような軽度な被災状況であっても、災害時要援護者に対しては安否確認と共に適正な情報提供及び心理的支援を行う必要がある。
地域代表者は、地域住民の安否確認及び避難状況を市へ報告する。

(3) 専門支援機関(介護事業所・医療機関等)の役割

【平常時】

- ① 専門支援機関は、ケアマネジャー、ホームヘルパー等を通じて寝たきりの者、認知症の者、身体障害者等への登録申請に、保健所においては難病患者の登録申請に協力する。

【災害発生時】

- ① 専門支援機関は、各々の防災対策計画に基づき、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導に協力する。
- ② 他の避難者と同じ条件では避難生活を送れない災害時要援護者に対しては、医療機関や福祉施設の利用等、早期対応に努める。

災害に備えた機関別要援護者支援分担

| | 関係機関等 | 平常時 | 災害時 |
|--------|---------------------------|--|--|
| 市 | 市民課 | ① 避難所開設のための体制整備 | ② 避難所の開設、被災者名簿作成 |
| | 福祉事務所 | ① 災害時要援護者の登録・名簿管理 ② 災害時要援護者及び支援体制整備の状況確認 | ① 災害時要援護者の状況把握・対応指示 ② 福祉避難室設置の検討 ③ 福祉相談所設置 ④ 民間福祉施設利用の検討 |
| | 健康増進課 | ① 救護班の編成に備えた医師会・医療機関との体制整備 ② 関係施設の対応確認 | ① 救護所・健康相談所の開設 ② 医療機関との連絡調整と協力要請 ③ 医薬品などの調達確保 ④ 健康相談・健康調査の対応 ⑤ 傷病人の把握 ⑥ 医療施設の被害把握 |
| | 地域づくり室 | ① 外国人のニーズ把握、防災意識の啓発等による災害予防対策 ② 外国人関係機関のネットワーク構築 | ① 通訳ボランティアの受入れ ② 避難所での外国人に対するケア活動 |
| | 消防本部 | ① 自主防災組織設立支援 ② 自主防災組織活動支援 | ① 避難情報発令(避難準備情報、避難勧告、避難指示) |
| 地域 | 自治会・自主防災組織等 | ① 個別支援計画の作成 ② 災害時要援護者の把握 ③ 避難支援者の選任 ④ 避難路・場所の選定と住民周知 ⑤ 避難誘導訓練の実施 | ① 災害時要援護者の安否確認と避難誘導、市への状況報告 |
| | 民生委員児童委員 | ① 一人暮らし高齢者現況調査等での状況確認 | ① 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導に協力 |
| 専門支援機関 | 介護事業所 医療機関 その他の支援機関 | ① 寝たきりの者、認知症の者、身体障害者(一種)等への名簿登録申請に協力 | ① 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導に協力 ② 避難生活を送れない災害時要援護者に緊急入所や人的支援 |
| | 保健所 | ① 難病患者への名簿登録申請に協力 | ① 市との連携で医療機関や福祉施設の利用支援 |

6. 防災情報の発令及び伝達体制の整備

(1) 防災情報の種類

① 気象情報

市は、気象庁が発表する気象予報（注意報や警報など）等の防災関係情報について、特に市域に重大な被害を与えるおそれがある場合は、早めの情報発信に努め、住民の注意を喚起する。

② 避難情報

避難情報の種類はつぎのとおりである。

| 情報の種類 | 内 容 |
|-----------|--|
| ア. 避難準備情報 | 気象状況等により、このままの状況が続けば避難勧告を発令することになると見込まれるときに、一般の方よりも避難行動に時間がかかると見込まれる災害時要援護者が、早めに避難行動を始めてもらうために出す情報。あわせて、一般の方にも避難のための準備を呼びかける意味もある。 |
| イ. 避難勧告 | 災害が発生するおそれが高いときに発令するもの。避難勧告発令の際には、避難原因や避難範囲、避難先を指定して、危険な区域からの避難を呼びかける。 |
| ウ. 避難指示 | 避難勧告よりも強い「避難命令」。特に危険が迫っている場合に、強制的に危険な区域からの避難を命令するもの。 |

(2) 災害時要援護者に対する伝達手段

① 防災行政無線等による伝達

緊急を要する防災情報は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び緊急告知放送の一斉放送により住民に伝達する。

一斉放送では災害情報の認識ができない要援護者には、訪問により対面での伝達が最も確実であり、地域内での伝達体制の確立が必要である。

ア. 自治会・自主防災組織（避難支援者）による情報伝達

- ・直接訪問（隣近所同士の声かけ等）
- ・電話、FAX、メール等

② 防災行政無線等以外の伝達方法

ア. 糸魚川市安全安心メールの活用

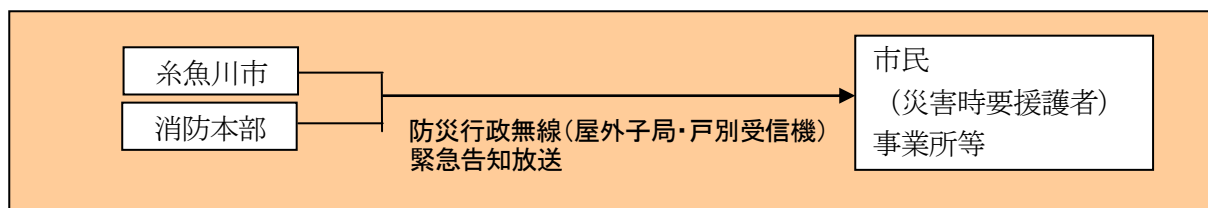
- ・安全安心メールの登録者に対し、災害情報を一斉配信する。
- ・平成19年度稼動予定

イ. 報道機関を通じての避難情報

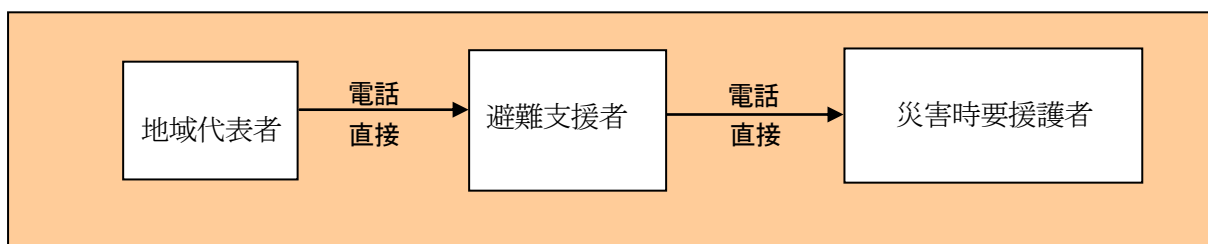
- ・緊急を要する避難情報は、防災行政無線等のほか、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報ルートにより、県内のテレビ・ラジオで避難情報を周知する。

■情報伝達フロー図

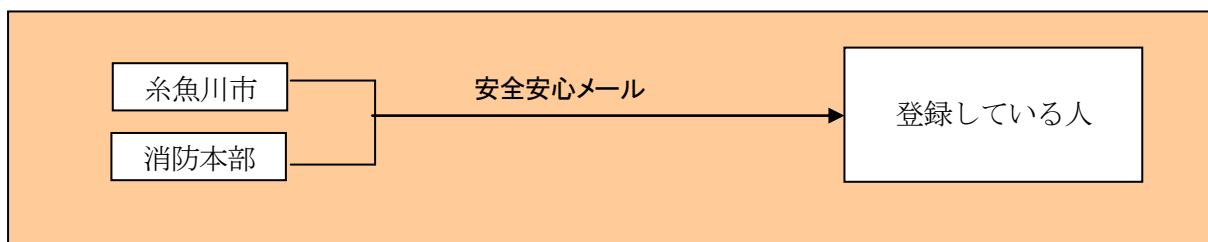
●防災行政無線・緊急告知放送



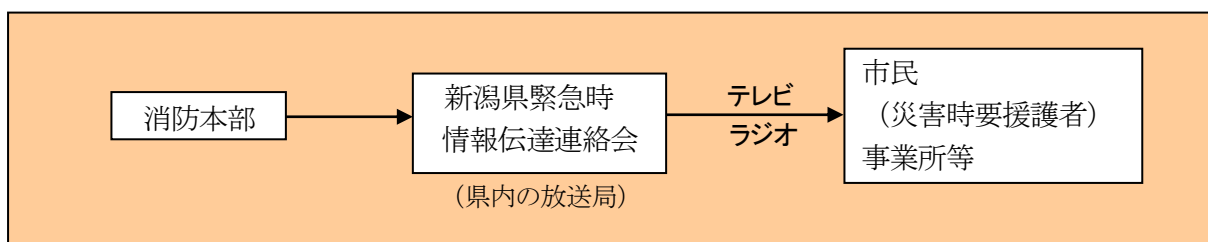
●自治会・自主防災組織 (避難支援者)



●安全安心メール



●報道機関



7. 避難所における支援

大規模災害時には限られたスペース、限られた支援物資等の中での共同生活となるため、一般避難者はもちろんのこと、災害時要援護者であっても、全員に対して平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類、程度等に応じて優先順位をつけて対応することとなる。

また、災害時要援護者であるか否かにかかわらず、「最も困っている人」から臨機応変に対応することを基本とするため、地域住民の理解を深めておかなければならない。

避難所においては、災害時要援護者は必要な支援に関する相談ができず、不安増大・体調不良となる傾向が強い。このため、市はニーズの把握や支援の実施に十分留意しなければならない。

(1) 相談窓口の設置

- ① 各避難所に相談窓口を設置する。
- ② 災害時要援護者の混在する避難所においては、さらに地域関係者等の協力を得て災害時要援護者の健康面や心配ごと等の相談受付体制を充実させる必要がある。
- ③ 女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置する。

(2) 避難所内の配慮

- ① 災害情報の伝達にあたっては、災害時要援護者への確実な情報伝達方法に留意する。
- ② 広い避難所内でも、災害時要援護者が気兼ねなく生活できるような配置に配慮する。
- ③ 妊産婦や要介護者等、一般の避難者と一緒に生活を送ることが困難な場合は、他の部屋を福祉避難室として設けることを検討する。なお、症状等により不安がある場合は、医療機関や社会福祉施設等への緊急避難などを手配する。
- ④ 避難生活が長期に及ぶ場合、特に高齢者においては生活機能の低下を防止するため、適切なリハビリテーション等を実施する。

8. 区分別支援方法

災害時要援護者の安全を確保し適正な避難支援を行うためには、個々の要援護者に応じた避難支援を行う必要がある。個々の要援護者への支援にあたっては、特徴・状況に応じた対応を基本とする。

区分1 情報は認知できるが、避難支援が必要

| | |
|-----------------|--|
| 要援護者の特徴と配慮すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線等、テレビ・ラジオ等により、危険状況の覚知はできるが、自力歩行や素早い避難行動が困難である。 ○自力歩行が困難な場合は家族や避難支援者等で複数の支援者が必要となる場合がある。 ○医療機器や医薬品などが必要となる場合がある。 |
| 要援護区分の例 | 高齢者、寝たきりの者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者 等 |

| 段 階 | 対 応 |
|--------|---|
| 避難情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の覚知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の放送や広報車により本人が覚知できる。 ・情報を覚知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。 ・可能な場合は、本人から支援者へ支援要請（連絡）する。 |
| 避難支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難時の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難の支援を行う。 ・自力歩行が困難な要援護者には複数の支援者により、担架や車椅子などを用い避難場所へ移動（搬送）する。 ・必要な医療器具・医薬品などの携行についても留意する。 ○一次避難後 <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の要援護者の安否を確認する。 （本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ） ・地域の避難状況を市（避難所派遣職員等）へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。 |
| 避難生活 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な措置・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所において伝達する災害情報等は、一般の避難者への伝達方法と同様の周知方法とする。 ・一般の避難者と同一の空間での生活は、本人だけでなく家族等の精神的負担も増大するため、区画された別室（福祉避難室）を設けたり、他の施設への収容を検討する。 ・意見や心配事が伝えられず不安が増大する要援護者・家族等に対する相談に留意する。 |

区分2 情報の認知が困難で、避難支援が必要

| | |
|---------------------|--|
| 要援護者の特徴と 配慮すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら危険を認知することや、自分の状況を伝えることが困難。 ・急激な状況の変化に遭遇し、精神的な動揺・混乱が見られる場合がある。 ・同居家族等が高齢あるいは非力な場合などは、避難を手助けする支援者が必要。 |
| 要援護区分の例 | 認知症の者、知的障害者 等 |

| 段 階 | 対 応 |
|--------|---|
| 避難情報伝達 | <p>○災害情報の覚知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が危険覚知することが困難ではあるが、世話をする家族等の同居者により危険を覚知し避難行動開始が可能。 ・防災行政無線等の放送により、状況を覚知した避難支援者が、訪問または電話で状況を確認する。 |
| 避難支援 | <p>○避難時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難の支援を行う。 ・避難中も常に話しかけるなどして、精神的に不安定にならないように、気持ちを落ち着かせながらの誘導が必要。 ・避難支援者は、避難予定場所に避難しているか確認する。 ・被援護者は、同居者等とともに自力で避難する場合には、避難支援者の訪問に備え、避難先などを書いた紙を玄関先に掲示しておく。 <p>○一次避難後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の要援護者の安否を確認する。 (本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ) ・地域の避難状況を市(避難所派遣職員等)へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。 |
| 避難生活 | <p>○必要な措置・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者本人は、状況が理解できないまま避難所生活を送ることとなり、精神的に不安定な状態となることが考えられる。一般の避難者と同一の空間での生活は、本人だけでなく家族等の精神的負担も増大するため、区画された別室(福祉避難室)を設けたり、他の施設への収容も検討する。 |

区分3 情報(視覚)の認知が困難で、避難支援が必要

| | |
|---------------------|--|
| 要援護者の特徴と 配慮すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚による状況把握が困難なため、音声による情報が不可欠となる。 ・避難情報のほか、音声による状況説明にも配慮が必要。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独ではすばやい行動ができない。 |
| 要援護区分の例 | 視覚障害者 等 |

| 段 階 | 対 応 |
|--------|---|
| 避難情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の覚知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の放送や広報車により本人が覚知できる。 ・情報を覚知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。 |
| 避難支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難時の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難誘導する。 ・支援者は避難行動中も周囲の状況等を教えることで、不安の解消・軽減に配慮する。 ○一次避難後 <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の要援護者の安否を確認する。 (本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ) ・地域の避難状況を市(避難所派遣職員等)へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。 |
| 避難生活 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な措置・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等では多数の避難者への情報伝達手段として、掲示物等での情報提供が多くなるが、音声での伝達にも配慮する。 ・意見や心配事が伝えられず不安が増大する要援護者に対する相談に留意する。 |

区分4 情報(音声)の認知が困難で、避難支援が必要

| | |
|---------------------|---|
| 要援護者の特徴と 配慮すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難誘導の指示が認識できないので、正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図や絵など、視覚による情報伝達が必要。 ・視界外の危険の察知が困難で、支援者の避難誘導が必要な場合がある。 ・自分の状況等を言葉で知らせることができない場合がある。 |
| 要援護区分の例 | 聴覚障害者 等 |

| 段 階 | 対 応 |
|--------|---|
| 避難情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の覚知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の放送により、情報を覚知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。 ・本人が、TV等文字放送で確認する。 ・安全安心メール等で状況を確認（登録者）する。 |
| 避難支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難時の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難誘導する。 ・被援護者は、自ら避難する場合には、避難支援者の訪問に備え、避難先などを書いた紙を玄関先に掲示しておく。 ・避難支援者は、避難予定場所に避難しているか確認する。 ○一次避難後 <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の要援護者の安否を確認する。 (本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ) ・地域の避難状況を市（避難所派遣職員等）へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。 |
| 避難生活 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な措置・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の放送伝達だけでは情報が伝わらないため、掲示物等による情報発信を行う。(聴覚障害者以外にも有効) ・意見や心配事が伝えられないケースを考え、筆談等での相談に留意する。 |

9. 災害時要援護者登録

市では、災害時での災害時要援護者の安否確認や避難支援のために災害時要援護者を登録し、その情報を自治会・自主防災組織並びに民生委員児童委員と共有することで、災害時要援護者個々の対応に活用することとする。

(1) 災害時要援護者登録申請

- ① 災害時要援護者の登録にあたっては、個人情報の共有についての同意を得るため、災害時要援護者登録申請書（様式第1号）の提出を求めることとする。
- ② 登録手続きにあたり、市広報等での呼びかけのほか、下表の災害時要援護者の内、①から⑦までの者に対しては民生委員児童委員やホームヘルパー・ケアマネジャー等の協力を得て災害時要援護者本人からの申請に直接的な働きかけを行う。（同意方式）
また、その他の災害時要援護者については、本人からの自主的な申請による。（手上げ方式）
- ③ 登録申請書は個別支援計画書を兼ねるものとし、災害時要援護者避難支援に活用する。
- ④ 災害時要援護者本人の同意を得て共有する個人情報は、避難支援以外の目的に使用しない。

| |
|---|
| ① 一人暮らし高齢者 |
| ② 介護保険の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクB又はCに該当する者 |
| ③ 介護保険の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上に該当する者 |
| ④ 身体障害者で種別が1種に該当する者 |
| ⑤ 知的障害者で療育手帳Aに該当する者 |
| ⑥ 精神障害者で1級に該当する者 |
| ⑦ 重度の難病患者 |
| ⑧ 前各号に準じる状態にあり、災害時の避難行動にあたり支援が必要と認められる者 |

区分ごとの登録方法及び主管部署

| 区 分 | 上記区分 | 名簿登録 | 状態把握の時期等 | データ主管 |
|-----------|------|-------|-------------|--------|
| 一人暮らし高齢者 | ① | 同意方式 | 民生委員等の訪問時 | 福祉事務所 |
| 寝たきりの者 | ② | | ケアマネジャーの訪問時 | |
| 認知症の者 | ③ | | | |
| 身体障害者 | ④ | 同意方式 | ヘルパー訪問時 | |
| 知的障害者 | ⑤ | | | |
| 精神障害者 | ⑥ | | | |
| 難病患者 | ⑦ | 同意方式 | 保健所へ更新手続時 | 保健所等 |
| 妊産婦 | | 手上げ方式 | 本人からの申請 | 健康増進課 |
| 乳幼児・児童 | | | | 子育て支援室 |
| 外国人 | | | | 地域づくり室 |
| その他の事情による | | | | 関係課 |

(2) 名簿の共有・管理・活用

- ① 登録申請書（兼個別支援計画書）は、災害時要援護者避難支援に活用するため、自治会・自主防災組織、避難支援者及び要援護者本人にその写しを提供する。
- ② 災害時要援護者登録に基づき、市において登録者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
- ③ 名簿は、市民生活部福祉事務所が所管し、要援護者対策が必要な部署（以下「支援関係部署」という。）並びに自治会・自主防災組織、民生委員児童委員は平常時からその情報を共有する。また、災害時には必要に応じ、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、警察署等に情報提供する。
- ④ 名簿の管理にあたっては、情報が提供先以外に漏洩することがないように管理責任者を定め、管理方法等に留意すると共に、情報守秘義務の周知徹底をはかる。
- ⑤ 災害時要援護者情報については、自治会・自主防災組織等、地域において災害時要援護者支援マップの作成や避難支援訓練及び災害後の避難所の運営等の対応においても有効活用する。
- ⑥ 名簿に登録された要援護者の所在その他、災害時の支援に必要な事項は、糸魚川市統合型地理情報システム（以下「GIS」という。）に掲載し、支援関係部署が常時最新の情報が閲覧できるよう整備するものとする。
このGISへのデータ登録にあたっては、各情報所管部署がその事務を行うものとする。

10. 個別支援計画の作成

- ① 自治会・自主防災組織では、災害時において迅速かつ安全に要援護者を避難させるため、地域内の要援護者個人ごとに具体的な個別支援計画を作成する。
- ② 個別支援計画には、住所・氏名等の基本情報、要支援理由、緊急連絡先、かかりつけ医療機関、支援内容、避難支援者のほか、担当民生委員児童委員、避難先、避難方法等を明記する。
- ③ 個別支援計画は、災害時要援護者登録申請書と兼ねるものとし、避難支援者の選定は要援護者本人、もしくは家族が依頼することを原則とする。ただし、選定が困難な場合は、自治会・自主防災組織が組や班等を通じて避難支援者を選任する。
- ④ 要援護者の個別支援計画が常に最新の情報となるよう要援護者の現況把握に努める。

11. 災害時における個人情報の取り扱い

災害発生時において個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要がある場合には、市個人情報保護条例第9条第1項第3号の規定に従い、本人の同意が得られない場合であっても市福祉部局が保有する個人情報を消防本部、自治会等の避難支援関係者に提供するものとする。この場合に提供する個人情報は、避難支援のために必要な最小限度の情報とする。

市個人情報保護条例（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)、(2) 省略

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。

以下省略

災害時要援護者名簿の共有と管理

